

富田林市下水道事業経営戦略(素案)に対する パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1)コメントの募集期間 令和7年1月6日(月)～令和7年2月7日(金)
- (2)コメントの提出件数 4件/3通 (提出方法:メール1通、FAX1通、Logoフォーム1通)
うち今回のパブリックコメントの対象:2件
- (3)コメントを基に加筆・修正した箇所 0箇所

2. パブリックコメントの内容

No.	コメントの概要	件数	市の考え方
1	下水道事業は受益者負担が原則で、基準外繰入金に頼るべきではない。基準外繰入金によって他の住民サービスに影響が出ているのではないかと。 「必要なものは必要」と市民に説明し、早急に料金改定を行い、必要であれば激変緩和措置として段階的に値上げし、必要な方には減免する等を行えばよいのではないかと。	1	ご指摘いただいたとおり、公営企業の経営は受益者負担が原則です。一方で、経営基盤安定のため、一般会計から基準外繰入金を受けています。下水道事業は都市計画事業として実施しているため、その繰入金は、目的税である都市計画税が充当されています。そのため、他の住民サービスに影響が出ていると認識しておりません。また、物価高騰等の社会経済情勢下での市民の皆さまへのさらなる負担を軽減し、かつ安定的な経営を持続することを重視した結果、現在及び今回策定した計画における経営方法が、本市の行財政運営を一体として判断した場合、より適していると考えています。しかしながら、本市の財政状況や他の都市計画事業の状況、社会情勢の変化等により、基準外繰入金の考え方に変更が生じる場合は、その状況を踏まえて経営戦略の見直しを検討します。 料金改定の方法につきましては、いただいたご意見も参考にして、検討させていただきます。

No.	コメントの概要	件数	市の考え方
2	18ページの企業債の金利3%は過大ではないか。「富田林市の財政収支見通しについて（令和6年2月 財政課）」と相違しているため、下水道事業の起債が市の起債と異なる発行をしているのであれば、その旨説明を求める。他にも過大な試算項目があるのであれば、計画に示す料金改定率まで必要ないのでは。	1	設定している金利が市長部局と異なるのは、起債の借入年数が異なるためです。市長部局での借入年数は5年から30年ですが、下水道事業での借入年数は40年です。借入期間が長いと金利も高くなりますので、下水道事業会計での金利の見通しは、市長部局の見通しよりも厳しくなります。 今回の素案でお示しした料金改定率は、あくまで現時点で見込んでいる事業を全て実施した場合について試算したもので、今後の事業運営と料金のあり方の目安になるものと考えております。

※パブリックコメントの対象とならない、水道料金や水道の水質についての意見もいただきました。
コメントに対する市の考え方は、以下の通りです。

コメントの概要	件数	市の考え方
その他	2	今回の素案に対する意見ではございませんが、貴重なご意見として承ります。